

非行少年をスポーツで救え！
—総合型地域スポーツクラブを活用した政策—

東海大学秋吉ゼミ

○土田 直子 大島 美南海 船津 まどか

1. 緒言

2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の開催を視野に、「世界一安全な国、日本」を創り上げることを目指すことが、2013年12月に閣議決定された（「世界一安全な日本」創造戦略）。そんな中、2016年「再犯の防止等の推進に関する法律」が成立した。我が国においては、検挙人員に占める再犯者の割合である「再犯者率」が上昇しており（法務省、2018）、安全で安心して暮らせる社会を構築する上で、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ「再犯防止」が大きな課題となっている。

特に、警察庁の統計によると、再非行少年率（刑法犯の少年検挙人員に占める再非行少年の人員の比率）は、1998年から毎年上昇しており、2017年の時点で、有前科者率（刑法犯の成人検挙人員に占める有前科者の人員の比率）よりも8.2%高い（図1）。すなわち、少年の再非行防止に向けた取り組みが必要である。

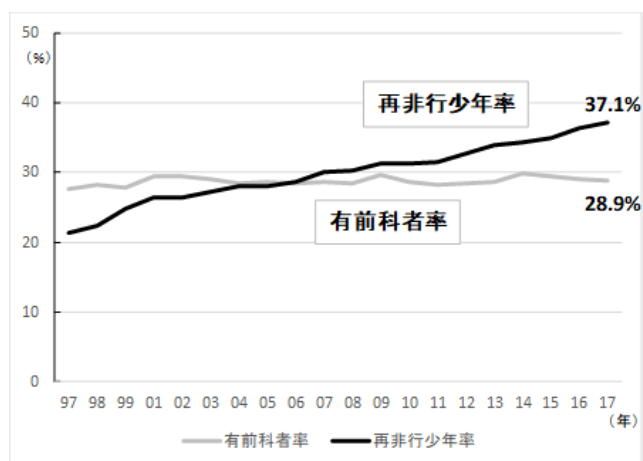


図1. 再非行少年率・有前科者率の推移
(平成29年版犯罪白書より作成)

一方、文部科学省「スポーツ基本計画」（2012）において、「スポーツは、青少年の心身の健全な発達を促すものである。また、仲間や指導者との交流を通じて、青少年のコミュニケーション能力を育成し、豊かな心と他人に対する思いやりをはぐくむ。さらに、様々な要因による子どもたちの精神的なストレスの解消にもなり、多様な価値観を認めあう機会を与えるなど、青少年の健全育成に資する」とされている。すなわち、スポーツは再非行を防ぐ可能性が考えられるため、本研究では、保護観察中の少年に、スポーツを取り入れることを目指した政策を提言したい。なお、保護観察中とは、犯罪をした人や、非行のある少年が、実社会の中でその健全な一員として構成するように、保護観察官及び保護司が協働して、指導監督及び補導援護を行うものである。

2. 研究の方法・結果

(1) 先行研究の検討 「スポーツの力」

スポーツは、運動の喜びを分かち合い、感動を共有し、人々のつながりを深める。人と人との絆を培うスポーツの力は、共に地域に生きる喜びを広げ、地域生活を豊かで味わい深いものにする（日本オリンピック委員会ホームページ）。

スポーツは、①他人に対する尊敬の意と、人々への対話を促進する、②子どもと若者が生きるために必要な術や能力をもたらす、③身体の健康のみならず、心の健康を向上させる（国際連合広報センター）。すなわち、スポーツは心身の健康を促進させるもので、人と人とを繋げる力も持っている。

(2) 文献調査（平成 29 年版犯罪白書）

ア. 再犯防止のための重点施策

再犯の状況と課題を踏まえ、①対象者の特性に応じた指導・支援の強化、②社会における「居場所」と「出番」の創出、③再犯の実態の調査・研究・効果的な対策の検討・実施、④国民に理解され、支えられた社会復帰の実現という 4 つの再犯防止のための重点施策を掲げ、政府を挙げて再犯防止に関する施策に取り組んでいる。

イ. 再犯防止推進法

再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、両者間の連携義務に加え、民間団体等との連携協力の確保に努める義務も規定している。

(3) 少年院におけるインタビュー調査

非行少年の社会復帰支援の現状、また、スポーツの実施状況を把握するため、法務省所管の施設である少年院を訪問した。少年院とは、家庭裁判所から保護処分として送致された少年に対し、その健全な育成を図ることを目的としていて矯正教育、社会復帰支援等を行う施設である（法務省ホームページ）。

ア. A 少年院（7 月 31 日）

体育指導として週に 2 回（75 分×2）運動を行っている。その他、特別活動指導として、体育祭やサッカー大会、剣道大会、水泳記録大会などの競技大会が行われている。ここでは、心身のバランスを整える目的のほか、協調性を高めることも目的として取り入れられている。A 少年院が 2015 年に行った調査によると、再非行の原因は、「不良交友の再開」40%、「不就労」12%、「家族との不和」9%、「就労先との不和」4%、「その他」35%となっている。

イ. B少年院（9月29日）

再非行の原因として、社会に出たときに「居場所」がなく、以前あった不良交友に戻ってしまうことが挙げられる。それを防ぐためにも、出院後に新たな人間関係を築くことができるような環境をつくる必要があるという。

(4) 保護観察官インタビュー調査（9月10日）

保護観察中の処遇の状況を知るために、保護観察所を訪問した。保護観察は、保護観察処分少年（家庭裁判所で保護観察に付された少年）、少年院退院者、仮釈放者、保護観察付執行猶予者、婦人補導院仮退院者が対象となる（法務省ホームページ）。

保護観察官によると、保護観察所では就労・住居の確保に向けた相談・支援が主であるため、保護観察所のプログラムでは、スポーツ活動は取り入れることができないのが現状である。また、再犯防止推進計画策定の中で、再犯防止に向けた取組の課題として、刑事司法関係だけの取組には限界があり、国・地方公共団体・民間が一丸となった取組が重要であるという。

3. 考察

スポーツとは青少年の心身の健全な発達を促すものである。多様な価値観を認めあう機会を与え、人と人との絆を培うものだ。少年院にいる期間は定期的にスポーツを行っており、健康的な生活を送っていたが、出院後、保護観察所のプログラムにスポーツ活動は含まれていないため、自主的に機会を作らなければ、スポーツをする機会がないのが現状である。また、再犯防止のためには、社会に出たときに「居場所」をつくり、以前あった不良交友に戻らないように、国・地方公共団体・民間が一丸となった取組が重要である。

4. 提言・まとめ

(1) 提言

以上の結果から、具体的な更生保護策として、スポーツを通し地域住民と触れ合える場の提供を提言する。地域住民が主体となって運営する「総合型地域スポーツクラブ」と、更生保護を支える「日本BBS連盟」（更生保護ネットワークに属しており、公益財団法人等から活動資金の助成を受けている）が連携して、スポーツイベントの企画・運営を行う。なお、行政機関の保護観察所の協力も必要とする。イベントを開催することで、総合型地域スポーツクラブに所属していない地域住民も参加することができる（図2）。

スポーツイベントを通して交流することで、保護観察を受けている人たちにとって新たな人との繋がりとなることを目的としている。また、少年たちが社会に復帰するためには地域社会からの受け入れも必要である。そこでスポーツイベントと並行し、非行に関するセミナーを、地域で更生保護活動をしている保護司が行う。これは、地域住民の非行少年に対する理解を深めることを目的としている。

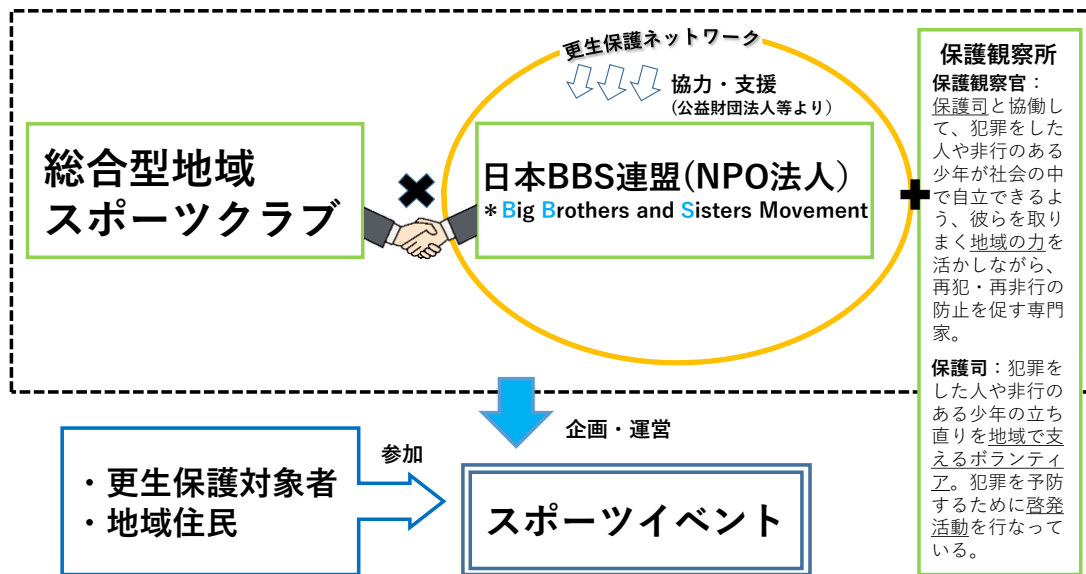


図2. 提案内容の構造図 (オリジナル)

(2) 期待される効果

課題としてあった、国・地方公共団体・民間が一丸となった取組を行えるのではないかと。また、総合型地域スポーツクラブと更生保護関連団体が連携することで、更生保護対象者は定期的なスポーツ活動に参加しやすくなり、健康な身体づくりにもつながる。そして、イベントを通じた更生保護をすることで、地域住民の理解が深まり、非行少年と地域住民が自然にコミュニケーションをとることができる。少年にとって地域社会での「居場所」を見つけることができるのではないだろうか。スポーツで共に汗を流し、触れあうことで相互理解にもつながると考える。よって、この活動を定期的に行うことは、再非行防止に役立つと考える。

<参考文献>

日本BBS連盟 (参照日 2018年9月19日)

<http://bbs-japan.org/>

法務省「再犯の防止等の推進に関する法律の施行について」(参照日 2018年9月3日)

http://www.moj.go.jp/hisho/seisakuhyouka/hisho04_00049.html

法務省「少年院」(参照日 2018年7月10日)

http://www.moj.go.jp/kyouseil/kyousei_kyouse04.html

法務総合研究所(2017)『犯罪白書〈平成29年版〉更生を支援する地域のネットワーク』

文部科学省「スポーツ振興基本計画 1 総論」(参照日 2018年8月16日)

http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/plan/06031014/001.htm